

「令和8年度(2026年度) 勤務労働条件に関する要求書」一部回答交渉

【日時】令和7年10月16日（木）11:30～12:00

【場所】市役所本庁舎2階 健康局会議室

【出席者】こども青少年局企画部総務課長以下、大阪市従業員労働組合市民生活支部書記長以下の交渉

(所属)

ただいまより、去る6月16日に大阪市従業員労働組合市民生活支部から申し入れを受けた「2026年度 勤務労働条件に関する要求書」について、小委員会交渉を始めさせていただく。

それでは、「令和8年度(2026年度) 勤務労働条件に関する要求書」の申し入れについて、一部の項目について、現時点における回答をさせていただきます。

要求書の項目番号16番の熱中症予防対策については、職員の健康にかかわる重要な課題であると認識しており、また、本年6月1日から職場における熱中症対策が事業者に対して義務化されたことから、令和7年5月27日に各課・事業所で「熱中症に対する知識・予防・応急措置について」を発出し、熱中症を疑った際の応急処置について周知を行うとともに、熱中症患者の報告体制の周知、症状悪化防止のための実施手順の周知を行った。

保育所における調理業務に関しては、夏季の調理室内は温度湿度とも高い日が多いことから、引き続き安全衛生委員会とも連携を図りながら、熱中症予防対策について検討してまいりたいと考えている。

また、施設維持管理業務に関しては、熱中症予防対策の一環として、令和2年度から電動ファン付のベスト型作業服、長袖作業服を導入したところだが、新規採用者や故障した分については、引き続き配付している。

要求書の項目番号17、18番の被服については、作業服3類上衣の貸与数について、安全・安心な食事提供における衛生面の確保の観点から、2024年度より2着貸与とした。引き続き、熱中症予防対策や調理作業における労働安全衛生など、さまざまな観点から検討が必要なことから、業務実態を把握し、安全衛生委員会とも連携を図り、検討を重ねてまいりたいと考えている。

(支部)

ただいま、総務課長より、今夏の熱中症予防についての対策状況および労働環境、被服についての、現状における考えが示された。

熱中症予防対策については、「熱中症に対する知識・予防・応急措置について」の周知を行うとともに、熱中症患者の報告体制の周知、症状悪化防止のための実施手順の周知をおこなわれたとあるが、引き続き注意喚起とともに現場作業等における熱中症の予防対策を学び、職員の健康と安全が守られるよう、講習会などの開催をおこない、より一層の熱中症予防対策の取り組みの強化を図るよう要請しておく。

保育所における調理業務については、夏季の調理室内は温度湿度とも高い日が多いことから、引き続き、安全衛生委員会とも連携を図りながら、熱中症予防対策について検討するとのことであるが、現在、調理室に設置されているエアコンは、高温多湿で油煙が発生しやすい厨房環境に特化した厨房用エアコンが設置されていない保育所もあるため、調理室内は高温多湿となり、組合員が熱中症になるリスクが高まり、体調不良や作業効率の低下につながる可能性がある。

また今年度においてもエアコン機器の不具合が多く発生している事から定期的な点検およびメンテナンスを十分におこなうよう、労働安全衛生規則の改正もおこなわれたことから熱中症予防対策のさらなる強化を講じるように求めておく。

また、一酸化炭素中毒及び熱中症予防対策のために換気をおこなうが、施設の老朽化により機械換気能力が脆弱なため、十分な換気をおこなうことができない調理室も多く、施設

整備の改修等をおこない、職場環境整備を図らなければ、健康被害にもつながるため、早急に対策を講じるよう求めておく。

施設維持管理業務については、2020年度から電動ファン付のベスト型作業服、長袖作業服が導入され、故障時には配布されることがあるが、電動ファン付の作業服は消耗品が多いため、定期的に確認をおこない、劣化が見られた場合は、速やかに交換をおこない、熱中症予防対策の取り組みの強化を図るよう要請しておく。

また、応急処置対策として、瞬間冷却剤などの応急処置対策キットの設置についても要請しておく。

次に被服については、2024年度より衛生面の確保の観点より作業服3類上衣が、2着の貸与になったことについては評価する。しかし、貸与される時期については、年度当初に貸与されるよう求めておくとともに、より一層の衛生面を維持するため、今後も作業服3類については、複数枚の貸与をするよう求めておく。

(所属)

ただいま書記長からありました、熱中症予防対策について、保育所における調理業務については、引き続き保育所のエアコン機器の定期的な点検およびメンテナンスを行うとともに、厨房用エアコンの設置や、機器の更新周期の再検討など、厨房での調理業務に支障が出ないように見直すことを検討していく。

なお、夏季の調理室内は温度湿度とも高い日が多いことから、引き続き安全衛生委員会とも連携を図りながら、検討してまいる。施設維持管理業務については、電動ファン付作業服を導入する等対応しているが、定期的に電動ファン付作業服の使用状況を確認するとともに、熱中症予防に必要な対策について周知を行う等、安全衛生委員会とも連携を図りながら、引き続き熱中症予防に取り組んでまいる。

被服については、作業服3類上衣に加え、その他の被服についても課題整理を行い、対応の検討を進めてまいる。

(支部)

繰り返しになるが、熱中症については、労働安全衛生規則の改正に伴い、熱中症の早期発見と連絡体制の整備や応急処置と医療機関への搬送手順を作成し、周知することが事業者の義務となったことから、引き続き重要な課題であると認識し、熱中症の予防対策の学習として、労働安全コンサルタントの熱中症予防対策講習会の実施を検討し、熱中症の予防対策の正しい知識を持って注意喚起をおこなうとともに、安全衛生委員会とも連携をはかり、産業医からの助言を受けながら予防啓発やさらなる対策を講じるように要請する。また、熱中症による体調不良者が出了場合は迅速な応急処置がおこなえるよう十分な対策・準備について強く求めておく。

保育所調理室の設備については、組合員の熱中症予防対策に向けて設備の点検・交換はもとより、職場実態に即した熱中症対策のさらなる強化を求めておく。

被服については、職場環境に応じた仕様となるよう、今後も引き続き協議を行い、より良い被服となるよう強く求めておく。

また、作業服3類の貸与については、衛生管理の観点から、継続して複数枚の貸与ができるよう要請する。

次に、要員については、新規採用の募集が再開されたものの、限定した部署の募集となっており、大半の部署は退職不補充のため、慢性的な要員不足となっている。

質の高い公共サービスの提供をおこなえるよう、適正な要員配置を要請しておく。

また、2025年3月に中央こども相談センターが移転、2026年度に(仮称)東部こども相談センターが開設されることもあり、現業管理体制の必要性も増すことから、さらなる強化を求めるとともに適正な要員配置を要請しておく。

次に、高齢期の働き方については、「高齢者部分休業制度」や「定年前再任用短時間勤務制度」などの制度により一人ひとりの働き方の選択肢が増えたことで個々のライフスタイルに沿った柔軟な働き方が可能となったが、引き続き希望する全職員の雇用の確保、雇用形態の選択ができるように制度の充実・改善を図るよう併せて求めておく。

また、定年の引き上げにより、加齢に伴って組合員の身体能力にも低下が生じることから、誰もが心身の健康を保持し 65 歳まで安全で安心して働くことができる職場環境整備を図るとともに、高齢層職員の安全衛生対策を講じるよう求めておく。

最後に、今後の事業のあり方については、労働組合との意見交換をおこなうよう求めておくとともに、組合員の勤務労働条件に関わる事項が発生する場合については、十分な交渉・協議をおこなうよう要請しておく。

支部は、組合員が働きやすい職場環境が必要であると考えているところであり、ワーク・ライフ・バランスの実現、安全衛生対策、心の健康問題、保護具の充実等の職場環境整備等についても協議を進めながら、各要求項目に誠意をもって対応されるよう改めて要請する。

(所属)

これをもちまして、小委員会交渉を終わる。